

第5章 災害応急対策計画

この計画は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害の発生の防御及び災害の拡大を防止することを目的とする。

第1節 災害応急活動の基準となる災害の区分

防災本部が災害応急活動を行う基準（災害の区分）については、次のとおりとする。

1 小災害

主として発災特定事業所の自衛防災組織等及び所在消防本部（海上にあっては管轄海上保安部）の防災力によって防御鎮圧しうるもので、陸上にあっては周辺住民の避難を必要としない程度の災害を小災害とする。

2 中災害

発災特定事業所以外の特定事業所の自衛防災組織その他の区域内関係事業所（区域協議会が設けられている場合は同加盟各社とする）の相互応援及び県内消防機関（海上にあっては管区海上保安本部）の応援出動によらなければ鎮火鎮圧が困難である災害を中災害とする。

3 大災害

自衛隊への災害派遣要請や、緊急消防援助隊の応援要請を行い、防災関係機関による総合的な防災活動を行う必要がある災害を大災害とする。

第2節 災害発生時の体制

第1節で定めた基準の災害が発生した際の体制については、次のとおりとする。

1 第1次配備体制

主として小災害に対する配備体制とする。

(1) 県の対応

県は危機管理局消防保安課長を長とする情報収集体制を取る。また、必要に応じて発災事業所の対策本部又はその他適当な場所に現地連絡室を設置する。

情報収集体制は、一部の防災危機管理課職員及び消防保安課職員で構成し、第2次配備体制への移行を踏まえつつ、災害情報等の収集、関係機関との連絡調整、報道機関への広報等を実施する。また、現地連絡室を設置した場合は、情報収集を行うため、職員を派遣する。

(2) 所在市村

所在市村は、第2次配備体制への移行を踏まえつつ、災害情報の収集、関係機関との連絡調整、報道機関への広報等を実施する。また、現地連絡室が設置された場合は、情報収集を行うため職員を派遣する。

(3) 他の防災関係機関等の対応

特定事業所の自衛防災組織及び所在消防本部（海上にあっては管区海上保安本部）が応急対策業務を実施し、県警察がこれに協力する。

2 第2次配備体制

主として中災害に対する配備体制とする。

(1) 県の対応

県は、危機管理局長を長とする石油コンビナート等災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。また、発災事業所の対策本部又はその他適当な場所に現地連絡室を設置する。

警戒本部は、事務局を危機管理局に設置し、防災危機管理課員、消防保安課員及び必要に応じて招集する庁内関係課職員にて構成し、非常体制への移行を踏まえつつ、災害情報等の収集、関係機関との連絡調整等を実施する。なお、警戒本部の体制は、青森県地域防災計画に定める県災害警戒本部に準じる。また、情報収集を行うため、現地連絡室へ職員を派遣する。

(2) 所在市村

所在市村は、非常体制への移行を踏まえつつ、災害情報の収集、関係機関との連絡調整、報道機関への広報等を実施する。また、情報収集を行うため、現地連絡室へ職員を派遣する。

(3) 他の防災関係機関等の対応

応急対策業務については、第1次配備体制に加え、他地区自衛防災組織及び県内消防本部（海上にあっては管区海上保安本部）の応援部隊が加わり実施する。

3 非常体制

主として大災害に対する配備体制とする。

(1) 県の対応

県は、知事を長とする石油コンビナート等災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。また、（現地連絡室を設置している場合は、これを廃止し、）災害発生市村庁舎内等に現地防災本部を設置する。

災害対策本部は、青森県警察本部長及び県の本部員により構成し、災害情報の収集、関係機関との調整などを実施する。事務局を危機管理局に設置し、危機管理局職員及び庁内関係課職員にて構成する。なお、災害対策本部の体制は、青森県地域防災計画に定める県

災害対策本部に準じる。また、本部長は、防災関係機関本部員に対し、必要に応じて連絡員（L0）の派遣を要請する。

(2) 所在市村

所在市村長は、現地防災本部を設置し、災害対策本部と緊密に連携し、災害の鎮圧及び拡大防止、地域住民の避難対策等を行う。

(3) 他の防災関係機関等の対応

応急対策業務については、第2次配備体制に加え、自衛隊や緊急消防援助隊などの防災関係機関が加わり実施する。また、必要に応じて災害対策本部へ連絡員（L0）を派遣するほか、現地防災本部へ本部長が指名した本部員又は本部員から権限の委任を受けた者を派遣する。

4 現地連絡室

第1次配備体制において災害の拡大が予想される場合、又は第2次配備体制に移行した場合、本部長は、発災現場の一次情報を共有するため、必要に応じて発災事業所の対策本部又はその他適当な場所に現地連絡室を設置する。現地連絡室は、防災関係機関から派遣される職員で組織する。また、第1次配備体制で現地連絡室を設置し、第2次配備体制へ移行した場合、防災関係機関は、必要に応じて派遣する職員を増員する。

なお、第2次配備体制から非常体制に移行する場合は、現地連絡室を廃止する。現地連絡室に派遣された職員は、現地防災本部にて現地本部員の受け入れや情報収集等の活動を行う。

5 同時に他の災害が発生した場合の体制

石油コンビナート災害と災害対策基本法第2条第1項に規定する災害又は国民保護法第2条第4項に定める武力攻撃災害が同時に発生した場合の県及び所在市村が取るべき体制について定める。

(1) 県

県は、石油コンビナート災害と災害対策基本法第2条第1項に規定する災害又は国民保護法第2条第4項に定める武力攻撃災害が同時に発生した場合は、青森県地域防災計画に定める県災害対策本部又は青森県国民保護計画に定める県国民保護対策本部等に準じて必要な体制を定める。

(2) 所在市村

所在市村は、市村地域防災計画に定める市村災害対策本部又は市村国民保護計画に定める市村国民保護対策本部等に準じて必要な体制を定める。

表 防災本部の防災活動体制

体制	対象となる災害の区分	防災本部の体制	現 地 防 災 本 部
第 1 次 配備体制	【小災害】 発災特定事業所の自衛防災組織等 及び所在消防本部（海上にあって は管轄海上保安部）の防災力によ って防御鎮圧しうる災害	○県 ・消防保安課長を長とする情報収 集体制（防災危機管理課及び消防 保安課職員で構成） ・必要に応じて現地連絡室を設置 ○防災関係機関の対応 ・自衛防災組織等、所在消防本部 及び管轄海上保安部が災害応急活 動を行う。 ・必要に応じて現地連絡室へ職員 を派遣。	—
第 2 次 配備体制	【中災害】 第 1 次配備体制に加え、発災特定 事業所以外の特特定事業所の自衛防 災組織等相互応援及び県内消防機 関（海上にあっては管区海上保安 本部）の応援出動によらなければ 鎮火鎮圧が困難である災害	○県 ・危機管理局長を長とする災害警 戒本部を設置（防災危機管理課員、 消防保安課員及び必要に応じて庁 内各課職員にて構成） ・必要に応じて現地連絡室を設置 ○防災関係機関の対応 ・第 1 次配備体制に加え、他地区 自衛防災組織及び県内消防本部の 応援部隊が加わる。 ・必要に応じて現地連絡室へ職員 を派遣。	—
非常体制	【大災害】 第 2 次配備体制に加え、自衛隊へ の災害派遣要請や、緊急消防援助 隊の応援要請を行い、防災関係機 関による総合的な防災活動を行う 必要がある災害、又は、周辺地域 住民（又は船舶）の避難を必要と する災害	○県 知事を長とする災害対策本部を 設置（危機管理局及び庁内各課の 職員にて構成） ○防災関係機関の対応 ・第 2 次配備体制に加え、自衛隊 や緊急消防援助隊などが加わる。 ・災害対策本部への職員派遣 ・現地防災本部への職員派遣	設置

第3節 現地防災本部の設置及び組織

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における現地防災本部の設置及び組織については、次のとおりとする。

1 設置基準

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の規模、態様等の状況から、非常体制（第5章第2節災害発生時の体制）をとる等、緊急かつ一体的な防災活動を現地において実施する必要があるものと本部長が認める場合に設ける。

現地防災本部は、防災関係機関等が適切に連携できるよう情報共有を行い、本部長の指示を受け連絡調整を行う場であり、防災関係機関等への指示は防災関係機関等の長等が行うものとする。

2 現地防災本部設置に向けた事前準備

所在市村は、本部長から現地防災本部の設置指示があった場合、円滑に現地防災本部が設置できるよう、準備をするものとする。

3 現地防災本部の組織

現地防災本部は、現地防災本部長及び現地防災本部員をもって組織する。

なお、青森地区、八戸地区、むつ小川原地区の複数の地区において、災害が発生し、現地防災本部を設置する必要がある場合にあっては、現地防災本部員について、本部員のうちから本部長が指名する。

(1) 現地防災本部長

現地防災本部長は、発災事業所の所在する市村長とする。

なお、所在する市村の長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指定した代理者がその職務を代行する。

(2) 現地防災本部員

現地防災本部員は、本部長が指名した次の本部員又は本部長が指名した本部員から権限の委任を受けた者とする。

ア 当該区域を管轄する海上保安部長

イ 県警察本部長

ウ 県危機管理局長

エ 所在市村長（ただし、現地防災本部長の場合を除く。）

オ 所在消防長

カ 当該区域の特定事業者を代表する者

キ その他災害の規模、態様、及び状況に応じた本部員

4 設置場所

現地防災本部の設置場所は、災害の状況が総合的に把握でき、防災活動の円滑な実施が容易な発災市村の庁舎内等とする。

なお、現地防災本部を設置する場合、本部長は、発災事業所の所在する市村の長と協議のうえ、現地防災本部長に対し現地防災本部の設営を指示するとともに、現地防災本部員を招集する。

また、招集を受けた現地防災本部員は直ちに集合するものとする。

5 現地防災本部の廃止

災害が発生するおそれが解消し、又は応急対策がおおむね完了し活動調整を行う必要がなくなったと認められるときは、本部長は、現地防災本部を廃止する。

第4節 災害情報の伝達及び広報

特定事業所内における異常事態の通報、災害情報の収集伝達、通信手段の確保及び災害広報については、次のとおりとする。

1 異常現象の通報

特定事業所内において、異常現象が発生した場合は、次により迅速かつ的確に通報を行うものとする。

(1) 異常現象の通報責任者

異常現象発生時の通報責任者は、事業実施の統括管理をする防災管理者とし、防災管理者が不在の時は副防災管理者とする。

(2) 異常現象の範囲

特定事業者が通報しなければならない異常現象の定義については、次のとおりとする。

ア 出火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの

イ 爆発

化学的又は物理的变化により発生した爆発現象で、施設及び設備等の破損が伴うもの

ウ 漏洩

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏洩。ただし、次に掲げる少量（液体にあつては数リットル程度）の漏洩で、漏洩範囲が事業所の敷地内にとどまり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収、除去を除く）を必要としない程度のものを除く。

- (ア) 製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設もしくは設備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設又は設備の正常な作動または操作によるもの
- (イ) 漏洩個所が特定され発見時に既に漏洩が停止しているもの又は製造等施設設備の正常な作動及び操作若しくはバンド巻き、補修材等の軽微な応急措置により漏洩が直ちに停止したもの

エ 破損

製造等施設設備の破壊、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの。

ただし、応急措置により直ちに火、爆発、漏洩等の発生のおそれなくなったものを除く。

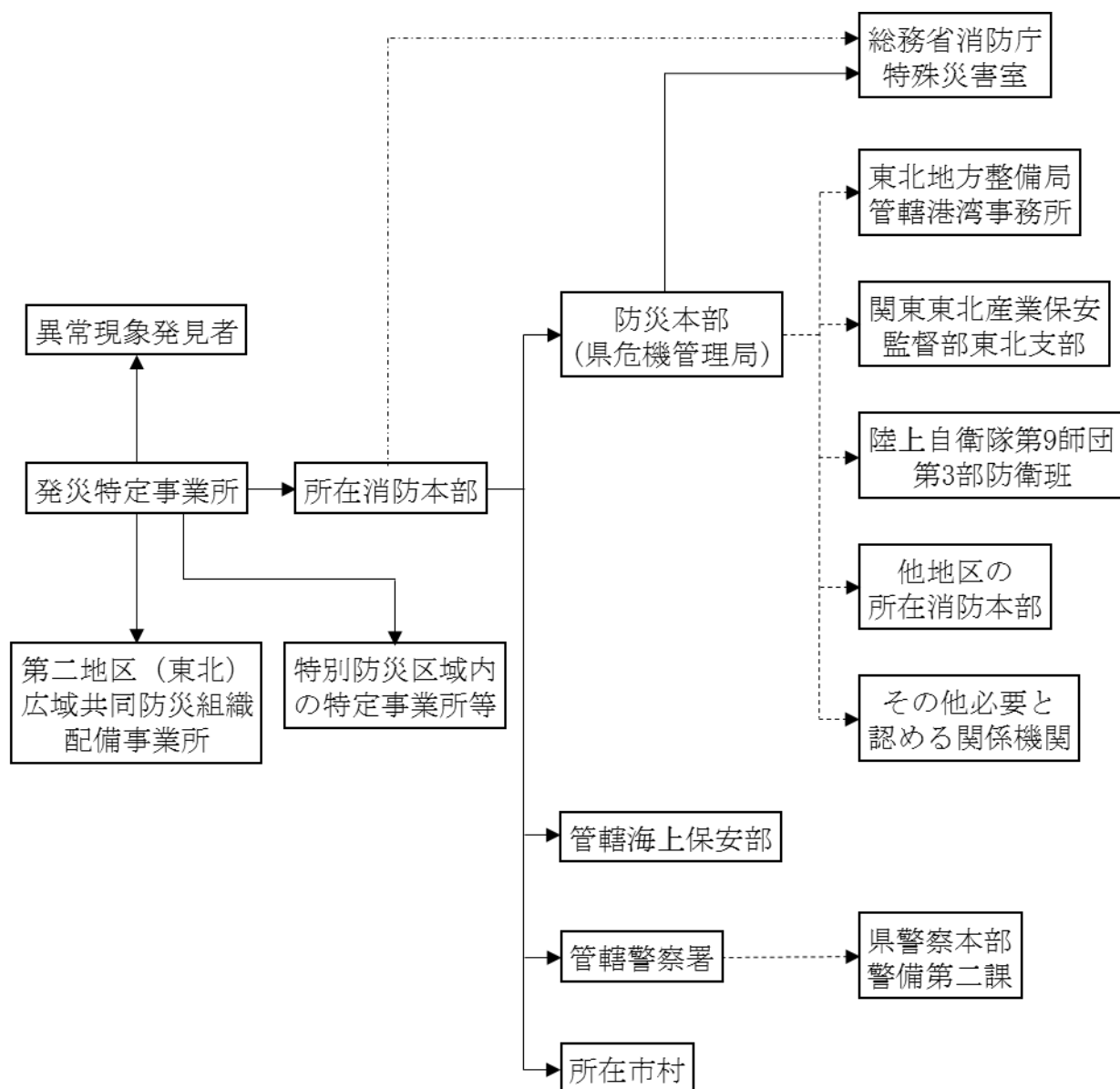
オ 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの等、上記アからエに掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの

(3) 通報系統

通報は、有線電話（一般加入電話、専用電話等）、衛星携帯電話、各種無線機器、電子メール、青森県防災情報ネットワーク等を用いて、別図により、迅速かつ的確な方法で行うものとする。

別図 異常現象の通報系統図



- ▶ : 異常現象発生時の通報経路
- ▶ : 異常現象の内容に応じて行う連絡
- ▶ : 火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する
災害が発生した場合の通報

※各地区の詳細な連絡系統図については、資料編に記載。

(4) 通報内容

ア 特定事業者の通報

特定事業者は、所在消防本部及び区域内の他の特定事業者に対し、次の事項について簡潔、明確に通報するものとし、明らかでない事項については、判明次第逐次通報する。

- (ア) 発生日時、場所
- (イ) 異常現象の状況
- (ウ) 応急対策の実施状況
- (エ) 今後の必要な対策

イ 所在消防本部の報告及び通報

特定事業者から上記アについての通報を受けた所在消防本部は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号）第 2 号様式を用いて防災本部（危機管理局消防保安課）に対し速やかに報告するとともに、県警察（所管警察署）及び関係市村担当課に対し通報する。

なお、火災・災害等即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する災害が発生した場合は、消防庁へ直接報告する。

ウ 消防庁への報告及び防災関係機関への通報

県は、所在消防本部から報告を受けた場合、消防庁に対し速やかに報告するとともに必要に応じ防災関係機関へ通報する。

火災・災害等即報要領第2号様式

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	

消防庁受信者氏名

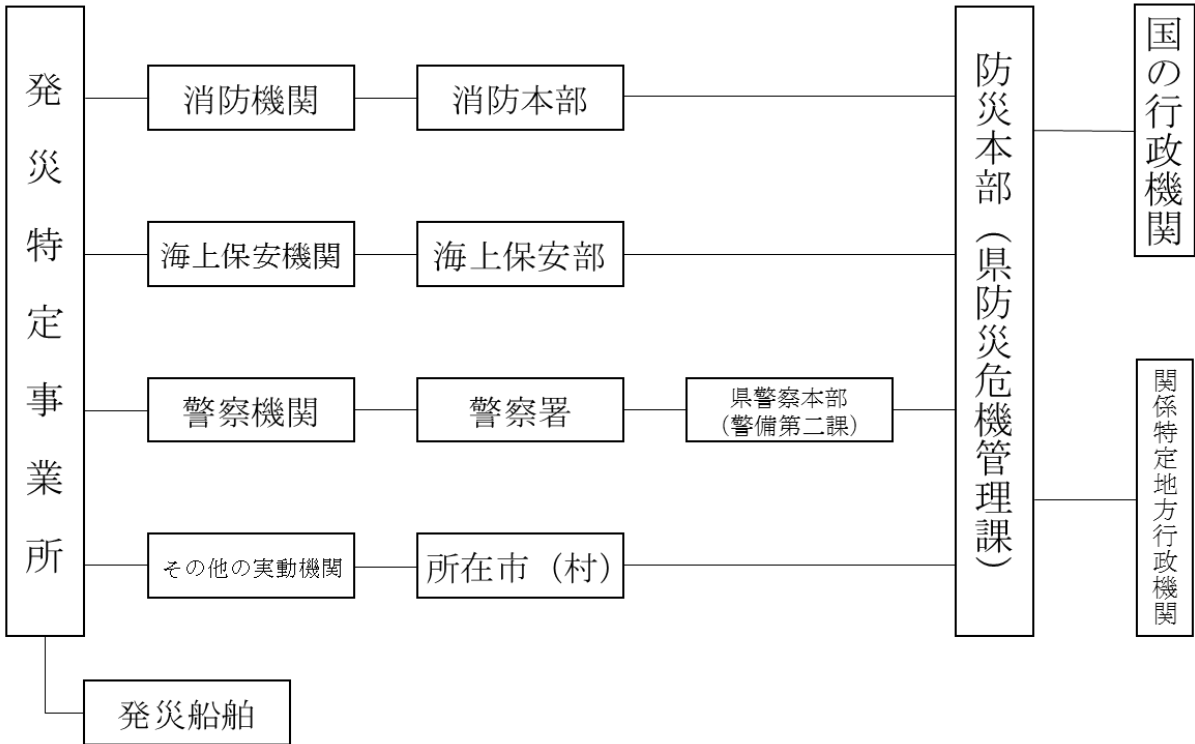
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()					
発生場所						
事業所名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()					
施設の概要		危険物施設の 区 分				
事故の概要						
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材		
		事業所	自衛防災組織	人		
			共同防災組織	人		
			そ の 他	人		
		消 防 本 部 (署)	台	人		
		消 防 団	台	人		
		消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機	人		
		海 上 保 安 庁	人			
		警戒区域の設定	月 日 時 分	自 衛 隊	人	
		使用停止命令	月 日 時 分	そ の 他	人	
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 災害情報の収集、伝達

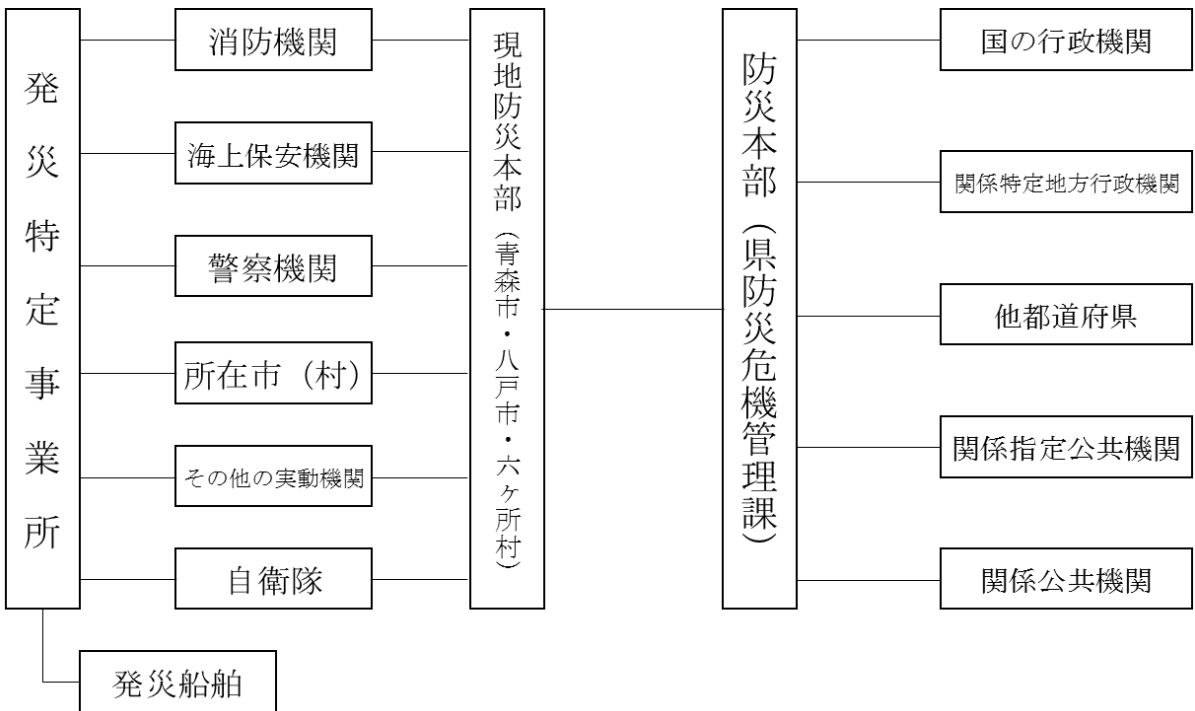
防災関係機関等は、その所掌する事務又は業務について、積極的に職員等を動員するとともに、相互に協力し、災害応急対策を実施するのに必要な情報の収集、伝達を行うものとする。

(現地防災本部未設置の場合)



注) 連絡窓口は異常現象の通報の例による。

(現地防災本部を設けた場合)



(2) 情報収集

知事は、災害が発生し被害の拡大が予想される場合は、県防災ヘリコプター及び県警察、自衛隊のヘリコプターにより、速やかに被害状況の把握に努め、防災関係機関に情報提供するものとする。

(3) 重大な災害の予兆となる現象の報告

特別防災区域で火災等の災害が発生し、「ボイルオーバー」注 1 や「BLEVE」注 2 といった重大な災害の前兆となる、普段は聞きなれないような小さな破裂音などの現象を防災関係機関及び特定事業者が覚知した時は、応急対策を実施している職員を速やかに避難させる等の措置を実施するとともに、遅滞なく防災本部へ報告するものとする。

注 1：ボイルオーバーとは、危険物タンク火災が長時間継続することによりタンク内で油の高温油層が形成され、これがタンクの水に接触して水が急激に沸騰し、巨大な炎を吹き上げると同時に油が噴出する現象。

注 2：BLEVE (Boiling Liquid Expanding Vapor Explosion) とは、沸点以上の温度で貯蔵している加圧液化ガスの貯槽や容器が何らかの原因で破損し、大気圧まで減圧することにより急激に気化する爆発現象。可燃性ガスの場合には、着火してファイヤーボールと呼ばれる巨大な火玉を形成する可能性がある。

(4) 災害応急措置の概要等の報告

防災関係機関等は、石災法第 26 条の規定に基づき、発生した災害の状況及びその実施した応急措置の概要等について被災段階ごとにとりまとめの上、次の方法により防災本部（現地防災本部を置いた場合は、現地防災本部）に報告するものとする。

ア 様式 1 の項目について電話等で逐次連絡する。

イ すべての災害応急措置が完了した後すみやかに様式 1 により最終報告すること。

様式 1

災害の状況及び災害応急措置の概要報告書

年 月 日

住所

報告者

代表者氏名

(担当者)

石油コンビナート等災害防止法第 26 条の規定に基づき、発生した災害の状況及び実施した災害応急措置の概要について次のとおり報告します。

事業所名									
所在地									
発生場所									
発生日時		年	月	日	時	分			
		発見日時		年		月	日	時	分
発生時の運転 作業状況									
事故の経緯									
被害	人 的								
	物 的								
原因									
今後の対策									

3 通信手段の確保

災害時における通信連絡は、有線電話（一般加入電話、専用電話、119 番）、衛星携帯電話、各種無線機器、電子メール、青森県防災情報ネットワーク等のうち最も迅速な方法で実施するものとするが、自己の保有する通信施設が途絶し、使用できないときは、関係機関及び関係企業の通信施設、携帯無線、移動無線等の利用を図る。

また、応急対策の実施に必要があると認める場合は、東日本電信電話株式会社青森支店に対し臨時電話回線の設定を依頼する。

4 災害広報

防災関係機関等は、災害時の混乱した状況において、人心の安定や秩序の回復を図るため災害の状況、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するよう災害広報に努めるものとする。

(1) 広報の対象者、広報内容及び広報手段

災害等の段階に応じて、おおむね次表のとおり迅速かつ適切に広報するものとする。

災害等の 段階	情報提供 対象者	広報内容	広報手段
初期 (拡大危険性小、 事業所内 で収束)	周辺住民、 周辺船舶	・ 災害態様（火災、漏洩（有毒ガス、可燃性ガス等の種類））、発生場所（概要） ・ 応急措置状況（流出物質等の回収状況、消火状況等） ・ 周辺影響の有無	電話等による 問い合わせ対応
初期 (拡大危険性大)	周辺住民、 周辺船舶	・ 災害態様（火災、漏洩（有毒ガス、可燃性ガス等の種類））と拡大予想、発生場所 ・ 応急措置状況（流出物質等の回収状況、消火状況等）	・ 防災行政無線（子局・戸別） ・ 船舶無線 ・ 緊急速報メール ・ 登録制メール ・ 広報車 ・ 巡視船 ・ コミュニティ放送 ・ テレビ ・ ラジオ ・ PC（ポータルサイト） ・ 電話等による問い合わせ対応
拡大期	周辺住民、 周辺船舶	・ 初期（拡大危険性大）の提供情報項目 ・ 危険の範囲（距離、標高、風向等） ・ 避難等の準備に関する情報（指定避難所、避難方法等） ・ 危険の種類に応じた住民の対処に関する情報（屋内退避の要否、医療機関情報、マスク等物資の配布、給水所等の状況）	
終息期	周辺住民、 周辺船舶	・ 終息情報（避難勧告等解除） ・ 被害状況 ・ 帰宅に関する注意事項（落下した飛散物等による二次危険など） ・ 帰宅後の住民の対処に関する情報（屋内退避の要否、医療機関情報、マスク等物資の配布、給水所等の状況）	
要避難時 (各期共通で避難 を要すると判断した 場合)	避難対象者	・ 避難情報（避難勧告、避難指示等） ・ 災害態様（火災、漏洩（有毒ガス、可燃性ガス等の種類））、発生場所 ・ 危険の範囲（距離、標高、風向等） ・ 避難範囲、指定避難所、医療機関情報、高齢者や乳幼児の受入対応 ・ 避難に関する注意事項（避難方法、飛散物、毒性情報等）	

(2) 実施機関別広報活動

ア 海上保安部

- (ア) 火気使用禁止の周知徹底
- (イ) 船舶の航行禁止等の制限事項の広報

イ 県警察

- (ア) 交通規制の状況、警戒区域設定の状況の広報
- (イ) 群衆の整理その他防災活動の障害排除のための広報

ウ 県

- (ア) 市町村が発表する避難情報等の広報
- (イ) 報道機関に対する避難情報等の提供

エ 所在市村

- (ア) 避難指示、勧告及び指定避難所の開設等の状況の広報
- (イ) 災害応急対策実施状況、災害見通し等の広報

オ 所在消防本部

- (ア) 災害現場周辺の関係者に対する火気使用禁止の周知徹底
- (イ) 警戒区域設定の状況等の周知徹底

カ その他の防災関係機関等

それぞれの防災関係機関等において応急対策を実施するために必要な事項の広報

第5節 火災等防御

火災、爆発、危険物等の漏洩又は流出、その他事故による災害の防御については、次のとおりとする。

1 陸上災害防御

(1) 実施機関

主体 発災特定事業所、所在消防本部

応援 海上保安部、自衛隊、県警察、県、隣接消防機関、区域内特定事業所及びその他の企業、広域共同防災組織

(2) 実施機関の措置

ア 発災特定事業所の措置

- (ア) 事業所内に警報を発し関係部署に緊急事態の発生を知らせる。
- (イ) 異常現象の発生を第5章第4節「災害情報の伝達及び広報計画」に基づき、直ちに消防機関に通報する。
- (ウ) 自衛防災組織等による消火及び火気しゃ断、危険物漏洩防止等により被

害の拡大防御活動を実施する。

- (エ) 消防機関の到着に際し、進入地点に誘導員を配置し、災害の態様等を報告するとともに、現場へ誘導するものとする。
- (オ) 災害に関する情報をとりまとめ、消防機関及び防災要員に対し適切な情報を提供する。
- (カ) 負傷者及び要救助者が発生した場合、応急措置及び救助を行い医療機関に搬送する。
- (キ) 他の自衛防災組織等に対し、協力を要請する。
- (ク) 広域共同防災組織加盟事業所は、大容量泡放射システムを用いた防災活動を行う必要があると認めるときには、広域共同防災組織へ同システムを要請する。

イ 所在消防本部の措置

- (ア) 異常現象の通報を受けた場合、直ちに定められた防災関係機関に通報する。
- (イ) 発災特定事業所において自衛防災組織等に必要な指示を行うとともに、消火及び被害の拡大防御活動を実施する。
- (ウ) 災害の規模、態様等により隣接消防機関に対し応援出動要請を行うものとする。
- (エ) 各応援消防隊を指揮するものとする。

ウ 海上保安部の措置

異常現象の通報を受けた場合、海上への被害の拡大防御活動を実施する。

エ 自衛隊の措置

災害派遣の要請内容に基づく活動を実施する。

オ 県警察の措置

- (ア) 交通規制や群衆整理等被害の拡大防御に係る応援をする。
- (イ) 大容量泡放射システムの出動要請があった場合、大容量泡放射システム配備県警察と連絡調整を行い、同システムの円滑な輸送に必要な措置を講ずる。

カ 県の措置

防災ヘリコプターによる特別防災区域周辺地域の空中消火活動を実施する。

キ 隣接消防機関の措置

所在消防本部から応援出動の要請があった場合、応援協定等に基づき応援部隊を派遣する。

ク 区域内特定事業所等及びその他の企業の措置

- (ア) 発災特定事業所から応援出動の要請があった場合、自衛防災組織等を派

遣する。

(イ) 自社周辺への被害の拡大防御活動を実施する。

ケ 広域共同防災組織の措置

防災特定事業所から大容量泡放射システムの輸送要請を受けたときは、広域共同防災規程等に基づき、防災活動を実施する。

(3) 防御方法

ア 油火災の一般的防御の原則

(ア) 油は引火し易く、延焼速度が早く猛々たる黒煙を発生し、ふく射熱が大きく接近困難であるため直接防御にあたる消防隊員等は、耐熱服を着用し、また有毒ガス発生のおそれがある場合は、酸素呼吸器等を着用し、射程の長い化学消防車等により短時間に集中的に泡を火点に放射する。

(イ) 発泡設備を有しない消防車等は、消火活動を援護し、又は隣接タンク等への延焼防止のため、冷却放水を実施し、間接防御にまわる。

イ 石油タンク火災の防御

(ア) タンク上端部油面火災のうち浮き屋根式のシール部分におけるリング状火災は、火災が小さいので原則として固定消火設備により泡を放射する。

(イ) タンクの全面で燃えるオープンタンク火災の場合は次による。

- a 固定消火設備及び高所放水車等により高所から泡を放射する。
- b タンクの外壁を冷却し、タンクの油面には絶対注水しない。
- c 冷却し、泡を注入した後底部から油を抜くことも検討する。
- d 直径が 34 メートル以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクについては、大容量泡放射システムにより泡消火薬剤を放射する。

ウ 油面の拡大火災の防御

油タンクから油が流出し、防油堤外に火面が拡大した場合又はパイプラインから油が流出し、火災となった場合の防御は次による。

(ア) 火面が広い場合は火炎も高く、長時間接近し活動することが困難であるため、化学車等で泡を放射するときは、火勢に対して必要とした分量以上の口数（おおむね 10 口程度）を一斉に風上より集中して火勢を圧縮していく。

(イ) 化学消防力が不足し、又はその体制が整うまでは一斉に高圧の噴霧注水をそろえて火面を圧縮する。もし、火面が広く所要口数がなければ消した範囲を土砂でくぎり、漸次消していく。この場合消しうる方面から防ぐのが大切である。

(ウ) パイプライン火災の場合には、化学車等で泡を放射し、火勢に対して一斉に風上より集中させ火勢を圧縮していく。もし火面が広い場合には、消

した範囲を土砂でくぎり、漸次消していく。

エ ガス施設火災防御

ガス貯蔵設備又は配管設備からガスが漏洩し、ガス火災が発生した場合は、次により措置する。

- (ア) 速やかにガスの漏洩停止の措置を講ずる。
- (イ) ガスの貯蔵施設等がふく射熱により加熱されるおそれがある場合は、固定散水設備及び消防車等により冷却放水を行う。
- (ウ) 状況に応じた適切な消火の措置を講ずる。

オ 石油の漏洩又は流出した場合の防御

(ア) タンクからの漏洩

- a 直ちに荷役等を停止する。
- b 土のう、土砂等により流出の拡大を防止する。
- c 周辺の火気使用を禁止し、警戒線を設定する。
- d 空タンクへの移替え等の措置を講ずる。
- e 破孔部の応急補修を実施する。

(イ) 防油堤及び流出油防止堤からの漏洩又は流出

- a 土のう、土砂等により流出の拡大を防止する。
- b 敷地外への流出を防止するため、排水こう等の閉鎖、敷地外縁部に土のう等を積む。
- c 海上等への流出を考慮し、周辺へオイルフェンスを展張する。

(ウ) パイプラインからの漏洩

- a 直ちに荷役等を停止する。
- b 土のう、土砂等により流出の拡大を防止する。
- c 周辺の火気使用を禁止し、警戒線を設定する。
- d 破孔部の応急補修を実施する。

(エ) 流出油の処理

流出油が少量の場合は、ドラムに汲み取るほか油吸着材、乾燥砂で油を除去する。

大量の場合は、吸引設備等により空タンク等へ移送するほか、ドラムに汲み取り、併せて油吸着材、乾燥砂、油処理剤をもって処理する。

カ 大規模タンクの浮き屋根が沈降した場合の防御

浮き屋根式屋外貯蔵タンクの浮き屋根が沈降した場合は、次の措置を講ずる。

- (ア) 浮き屋根が沈降した場合、不活性ガスの注入等油面露出に対する出火防止を行う。
- (イ) タンクで貯蔵している石油等の移送するため、タンカーを手配し移送先

を確保する。

(ウ) 油抜き取り時、浮き屋根の変形による屋根材の落下等に備え、安全管理を徹底する。

(エ) 出火に備えた 3 点セット（大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車）や大容量泡放射システムによる警戒を行うとともに、泡シール等も考慮した泡消火薬剤を確保する。

(オ) 重機や計測機器、オペレータ等を手配する。

キ ガス漏洩拡散防御

L P G タンクからガスが漏洩し、爆発又は中毒のおそれがある場合は次の措置を講ずる。

(ア) L P G タンクの荷役作業を中止する。

(イ) 大量の漏洩を防止するためタンク等の緊急しゃ断弁を操作するほか、漏洩箇所周辺の弁閉止作業を行う。

(ウ) ガス検知により警戒区域を設定し、火気の使用を禁止する。

(エ) 周辺地域の住民に火気使用禁止の広報を行い、特に風下の住民は直ちに避難させる。

(オ) 漏洩箇所の応急処理を行う。この場合、引火又は中毒等の二次災害の発生に至らないよう考慮する。

(カ) 漏洩ガスの措置を講ずる。この場合、低部への流れ込みによるマンホール、下水管、排水こうでの爆発等の二次災害の防止を考慮する。

2 海上災害防御

(1) 実施機関

主体 発災船舶、発災特定事業所、海上保安部

応援 港湾（・空港整備）事務所、県警察、県、所在消防本部、区域内特定事業所等、安全推進協議会、排出油等の防除に関する協議会

(2) 実施機関の措置

ア 発災船舶及び特定事業所の措置

(ア) 災害発生に関する情報を直ちに海上保安部等防災関係機関に通報する。

(イ) 船舶の消防設備により消火活動を実施する。

(ウ) 火気しゃ断、施設の保守、危険物漏洩の防止、発災船舶の冲出し等により被害の拡大防御の措置をとる。

(エ) 流出油面の縮小、流出油の処理を行う。

(オ) 必要があるときは、隣接企業等に応援を要請する。

イ 海上保安部の措置

(ア) 消火及び被害の拡大防御にあたる。

- (イ) 流出状況、処理状況の確認をする。
- (ウ) 流出油の拡散防止及び必要に応じて薬剤処理の措置をとる。
- (エ) 流出油面付近を警戒する。
- (オ) 災害の規模に応じ管区海上保安本部及び所在消防本部に対して応援を要請する。

ウ 港湾（・空港整備）事務所の措置

- (ア) 消火及び被害の拡大防御の応援をする。
- (イ) 流出油の拡散防止及び流出油による被害を調査する。

エ 県警察の措置

被害の拡大防御の応援をする。

オ 県の措置

- (ア) 防災資機材等の確保について応援する。
- (イ) 船舶による消火等被害の拡大防御の応援をする。

カ 所在消防本部の措置

消火及び被害の拡大防御の応援をする。

キ 区域内特定事業所等の措置

発災船舶及び発災特定事業所の要請に応じ、流出油の拡散防止にあたる。

ク 安全推進協議会、排出油等の防除に関する協議会

海上保安部からの通報により応援出動し、流出油の拡散防止等にあたる。

(3) 防御方法

ア 海面の油火災防御

- (ア) 巡視船艇等により化学消火を実施する。
- (イ) 陸岸に近接している場合は、消防ポンプ車等により火災防御を実施する。
- (ウ) 付近船舶を避難させるとともに、付近海域の航行禁止等必要な措置を講ずる。

イ タンカー及びパイプライン等火災防御

- (ア) 巡視船艇等により消火作業を実施する。
- (イ) 巡視船艇等により乗組員の救出を行う。
- (ウ) えい航可能でかつ必要がある場合は、他の影響を及ぼさない場所へ移動する。
- (エ) 付近航行船舶の避難及び付近海域における船舶航行禁止等必要な措置を講ずる。
- (オ) 必要により周囲にオイルフェンスを展開するとともに、残油拔取りが可能な場合は、油バージ、タンカー等により油拔取り作業を実施する。

ウ 荷役中、陸上及びパイプラインからの流出油防御

- (ア) 直ちに荷役を中止する。
- (イ) 事故発生船舶、付近船舶、関係作業船及び関係事業所は、火気の使用を禁止する。
- (ウ) オイルフェンスを展開し、流出油の拡散を防止する。この場合において河川又は港外への流出を防止するため河口及び港口をオイルフェンスで閉鎖する。
- (エ) 事故船舶付近水域の船舶航行を禁止する。

エ タンカー事故による油の漏洩防御

- (ア) 空タンク等への移送の措置を講ずる。
- (イ) 巡視船艇等により事故船舶乗組員の救出、流出油の状況調査を行う。
- (ウ) 事故発生船舶、付近船舶、関係作業船及び関係事業所の火気使用禁止の措置を講ずる。
- (エ) 事故発生船舶の周囲にオイルフェンスを展開し、流出油の拡散を防止する。また、流出油等が運河又は港内の場合は、河口及び港口をオイルフェンスで閉鎖する。
- (オ) 事故船舶付近水域の船舶航行を禁止する。
- (カ) 油バージ、タンカー等により積載油の抜取りを行う。
- (キ) 破孔部の応急補修を実施する。

オ 流出油の処理

流出油の処理は、油回収船及び油回収機器並びに油吸着材等により回収するほか、油処理剤により処理する。

ただし、流出油が少量の場合及び軽質油は、油処理剤は使用しないものとする。

なお、流出油の回収後、岸壁、さん橋等に付着した流出油は油吸着材等によりふきとり洗浄を行う。

3 岸壁（さん橋）に係留された船舶災害防御

前1、2に準じた防御活動とし、主として火災船舶、発災特定事業所、所在消防本部があたり、海上保安部がこれに協力するものとする。

第6節 自然災害応急対策

地震、津波その他の異常な自然現象が発生し、又は発生するおそれがある場合における火災、爆発、危険物等の漏洩又は流出等の二次災害の防止措置については、次のとおりとする。

1 地震

防災関係機関等は直ちに次の措置を講ずる。

(1) 特定事業所

ア 火災、爆発、危険物等の漏洩等の災害を引き起こすおそれがある場合は、
操業を中止する等の措置を講ずる。

イ 事業所内の火気使用を制限する。

ウ 自衛防災組織の出動準備の体制をとる。

エ 次の事項について、直ちに点検を実施する。

(ア) 危険物等貯蔵設備及び配管等の破損、亀裂の有無及び危険物等の漏洩の有無

(イ) 防油堤、防液堤及び流出油等防止堤の破損及び亀裂の有無

(ウ) 消火設備等の機能の適否

(エ) 安全装置等の機能の適否

(オ) 電力及び通信設備の機能の適否

オ 津波の有無等地震情報の収集を行う。

カ 点検の結果、設備に異常があった場合は、直ちに消防署に通報するとともに、応急補修を行う。

キ 隣接事業所の状況を把握する。

(2) 海上保安部

津波の有無等について情報を収集するとともに、必要に応じ、巡視船艇等を出動させ警戒にあたる。

(3) 所在消防本部

ア 地震の程度により、出動の準備体制をとるとともに、必要と認める場合は、警戒出動を行う。

イ 地震に関する情報を収集するとともに、必要に応じ特定事業者等に連絡する。

ウ 事業所等の災害状況の把握に努める。

(4) その他の防災関係機関等

地震情報、被害状況の把握に努め警戒体制をとるなど必要な措置を講ずる。

2 津波及び高潮

津波警報等又は高潮警報が発表され、あるいは津波又は高潮が発生した場合は、人命尊重を最優先とし、次の措置を講ずる。

(1) 津波警報等又は高潮警報が発表された場合

ア 特定事業所

(ア) 従業員の避難を実施する。

- (イ) 操業を中止する等の措置を講ずる。
- (ウ) 荷役中の船舶は、荷役作業を中止するとともに、直ちに離岸し、港外への避難を実施する。
- (エ) 自衛防災組織等は、浮遊するおそれのある物件を除去又は固定するとともに、排水口の閉鎖等の措置を講ずる。

イ 海上保安部

- (ア) 船舶等に対し警報を伝達し避難の指示等を行う。
- (イ) 必要により巡視船艇を出動させ、避難の指導及び警戒等の措置を講ずる。

ウ 県警察

- (ア) 沿岸住民及び事業所の従業員の避難誘導を実施する。
- (イ) 交通の整理、規制及び警戒警備を実施する。

エ 所在市村

- (ア) 広報車等により、沿岸住民及び事業所に対し避難の勧告又は指示を行う。
- (イ) 避難の誘導及び指定避難所の開設等の措置を講ずる。

オ 所在消防本部

- (ア) 広報車等により、沿岸住民及び特定事業者等に対し避難等についての広報を実施する。
- (イ) 特定事業者等に対しとるべき措置等について指導を行う。
- (ウ) 津波等の情報を収集し必要により特定事業者等に連絡する。

(2) 津波が発生した場合

ア 特定事業所

- (ア) 次の事項について点検を実施する。
 - a 危険物等の貯蔵設備及び配管等の破損等の有無及び危険物等の漏洩の有無
 - b 防油堤、防液堤及び流出油等防波堤の破損の有無
 - c 消火設備等の機能の適否
 - d 安全装置等の機能の適否
 - e 電力及び通信設備の機能の適否
- (イ) 点検の結果、設備等に異常のあった場合は、直ちに消防署に通報するとともに、応急補修を行う。
- (ウ) 防油堤及び敷地内のたい水の排除作業を行う。
- (エ) 隣接事業所等の状況を把握する。

イ 県警察

- (ア) 災害情報の収集把握を行う。
- (イ) 被災者の救出救助を行う。
- (ウ) 行方不明者の捜索を行う。

- (エ) 危険区域への立入り禁止措置と警戒警備を行う。
- (オ) 交通規制を行う。
- (カ) 犯罪の予防取締りを行う。

ウ 所在消防本部

- (ア) 被害状況の把握に努める。
- (イ) 特定事業者の実施する点検等の指導を行う。
- (ウ) 特定事業者が実施するたい水排除作業に協力する。

エ その他の防災関係機関等

- (ア) 被害の有無及び状況について、調査を行う。
- (イ) 被害が発生した場合は、直ちにその所管に係る施設等の復旧作業を実施する。

3 強風又は波浪

強風又は波浪に関する予警報が発表され、又は強風波浪が発生した場合において、特定事業所等は、次の措置を講ずる。

(1) 強風

- ア 火気の使用を制限する。
- イ 危険物等の貯蔵設備又は配管等を破壊するおそれのある飛散しやすい物件を、除去又は固定する等の措置を講ずる。

(2) 波浪

- ア タンカー等の荷役作業を中止する等の措置を講ずる。
- イ 荷役栈橋及び荷役栈橋上の配管の損壊防止措置を講ずる。
- ウ 防油堤等及び敷地内への海水の浸入を防止する措置を講ずる。

第7節 救急医療

特定事業所等の従業員及び特別防災区域隣接住民等の被災者に対して行う救急医療活動等については、次のとおりとする。

1 救急医療活動実施機関及び方法

(1) 特定事業者

救護班を編成し被災者の救急医療にあたるものとするが、重傷者等で対応が不可能なときは、消防機関及び海上保安部の協力を得て、医療機関に搬送する。

(2) 所在消防本部

- ア 救急隊を編成し、災害現場及び避難場所に出動させ、防災関係機関等と密接な連携のもとに救急搬送を実施する。

イ 災害の規模に応じ、管内の救助隊を動員するとともに、状況によっては救急車以外の車両をも救急搬送に転用し、万全を期する。

(3) 海上保安部

ア 巡視船艇等により、救出患者の緊急搬送を実施する。

イ 必要に応じ、民間機関等に応援を要請する。

(4) 所在市村

ア 所在市村長は、医療救護の必要があると認めたときは、速やかに医療救護班を編成し、迅速かつ的確な活動を実施する。

イ 関係市町村長は、所在市村長から医療救護活動について協力を求められたときは、これに協力する。

(5) 県

県は、被害の状況に応じ、青森 DMAT 指定医療機関、DPAT 調整本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請するほか、県立中央病院及び保健所に救護班の編成を指示し医療活動を行うとともに、日本赤十字社青森県支部及び公益社団法人青森県医師会に応援を要請する。

なお、負傷者等を医療機関に搬送するにあたり、陸上交通が途絶した場合又は緊急を要する搬送の場合は、知事は県防災ヘリコプターにより航空搬送を行うものとし、必要により自衛隊に応援を要請するものとする。

第 8 節 避難

特別防災区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特定事業所等の従業員及び特別防災区域隣接住民等の生命及び身体を保護するために必要な避難措置については、次のとおりとする。

1 避難誘導の分担

(1) 陸上における避難誘導は所在市村長等が実施する。

(2) 海上における避難誘導は海上保安官が実施する。

2 避難実施責任者

(1) 所在市村

所在市村長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において特に必要があると認めるときは自ら又は警察官若しくは海上保安官に要求し、避難の指示又は勧告を行う。

なお、避難の実施に伴う業務、避難の伝達方法等については、避難計画に基

づき実施する。

(2) 県警察

ア 警察官職務執行法による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、または必要な措置をとる。この場合、警察官は順序を経て公安委員会に報告する。

イ 災害対策基本法による指示

所在市村長により避難指示（緊急）ができないと認めるとき、又は所在市村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し避難のための立退きを指示する。この場合、警察官はその旨を所在市村長に通知する。

(3) 海上保安部

海上保安官は、海上において人命保護のため必要があるとき、所在市村長から要求があったとき又は所在市村長が避難の指示若しくは勧告ができないと認めたときは、船舶乗組員、特別防災区域隣接住民及びその他の者に対し、避難勧告等を行う。この場合、海上保安官はその旨を所在市村長に通知する。

また、海上保安官は、災害が他の船舶に及ぶ危険がある場合は、付近に停泊している船舶を港外等の安全な場所に避難させるため、必要な措置を行う。

(4) 自衛隊

災害派遣の要請内容に基づく活動を実施する。また、自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、上記(2)アによる避難等の措置を取る。

(5) 特定事業者等

特定事業者等は、事業所内の従業員等の生命又は身体を保護するため必要と認めるときは自主的に避難の措置を講ずる。この場合、特定事業者等はその旨を所在市村長に通知する。

(6) 県

県は、災害の発生により所在市村長が避難勧告等を発令できなくなったとき、所在市村長に代わって避難勧告等を発令する。

3 避難の指示又は勧告の方法

避難実施責任者は、避難の指示又は勧告をする場合は次により措置する。

(1) 避難の指示又は勧告

広報車、巡視船艇、放送設備等により速やかに伝達する。

この場合、各防災関係機関は災害の規模、態様から判断して最も適当な避難場所及び避難経路（航路）を指示するものとする。

(2) 避難の指示又は勧告の周知事項

- ア 避難の指示又は勧告の理由及び内容
- イ 避難場所及び避難経路（航路）
- ウ 移動方法
- エ 火災、盗難の予防措置
- オ 避難時の留意事項

(3) 避難の誘導

警察官、海上保安官（巡視船艇）、消防職団員又は自衛官等を避難経路（航路）に配置し避難誘導を行う。

4 指定避難所の開設及び運営

所在市村長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難の指示又は勧告を行ったとき、避難計画によりあらかじめ定めた指定避難所の開設及び運営を行う。

なお、指定避難所の開設及び運営については、各市村地域防災計画に準じ実施する。

5 応援協力関係

(1) 所在市村

所在市村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、所在市村の区域外への広域的な避難が必要であると判断した場合、他の市町村に協議するとともに県へ連絡する。

(2) 県

県は、所在市村からの区域外への広域的な応援にかかる連絡を受けた場合、所在市村区域外へ円滑な広域避難ができるよう必要な調整を行う。

第9節 交通規制等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、交通及び航行の安全と緊急車両の通行及び緊急船舶の航行確保のため交通及び航行規制（以下「交通規制等」という。）措置については、次のとおりとする。

1 交通規制等の分担

- (1) 交通規制は警察官が実施する。
- (2) 航行規制は海上保安官が実施する。

2 交通規制等実施責任者

(1) 県警察

特別防災区域及びその周辺における交通の混乱と危険の防止及び災害応急対策に従事する車両等の通行の確保をする。

(2) 海上保安部

特別防災区域周辺海域における航行の混乱と危険の防止及び災害応急対策に従事する船舶の航行の確保をする。

3 交通規制等の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特別防災区域内及び周辺道路並びに海域において災害応急対策に従事する車両、船舶の通行及び航行の確保並びに住民等の避難誘導を行うため必要があると認めるとき。

4 交通規制等の方法

交通規制等実施責任者は、交通規制等を実施する場合は次により措置する。

(1) 県警察

事案の発生後、速やかに交通規制計画を作成し、これに基づき、緊急車両以外の車両の通行禁止及び制限を実施するとともに、その区間と期間及びその対策並びにう回路等について必要な措置をとる。

(2) 海上保安部

無線通信、信号所（八戸地区のみ）及び巡視船艇による緊急船舶以外の船舶の航行禁止及び制限の措置をとる。

第 10 節 警戒警備等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特定事業所等の従業員等及び特別防災区域隣接住民の生命及び身体を保護し、災害応急活動を確保するため必要な警戒区域の設定並びに警戒警備（以下「警戒警備等」という。）措置については、次のとおりとする。

1 警戒警備等の分担

- (1) 陸上における警戒警備等は所在市村長、警察官、消防長が実施する。
- (2) 海上における警戒警備等は海上保安官が実施する。

2 警戒警備等実施責任者

(1) 所在市村

所在市村長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは自ら又は警察官若しくは海上保安官に要求して警戒区域を設定する。

(2) 県警察

警察官は、所在市村長から要求があったとき又は所在市村長が警戒区域を設定できないと認めるときは自ら警戒区域を設定する。

この場合、警察官は直ちにその旨を所在市村長に通知するものとする。

(3) 海上保安部

海上保安官は、所在市村長から要求があったとき又は所在市村長が警戒区域を設定できないと認めるときは自ら警戒区域を設定する。

この場合、海上保安官は直ちにその旨を所在市村長に通知するものとする。

(4) 所在消防本部

消防長は、防御活動を円滑に実施するため災害の規模、態様等に応じ、警戒区域を設定する。

3 警戒区域の設定基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別防災区域内の従業員等、特別防災区域隣接住民、船舶乗組員の生命又は身体に対する危険を防止するため特別防災区域内及びその周辺地域並びに周辺海域において警戒区域を設定する必要があると認めるとき。

4 警戒警備等の方法

警戒警備等実施責任者は、警戒警備等を実施する場合は次により措置する。

(1) 県警察

ア 警戒区域に掲示板を立てるほか、ロープ、赤旗及び赤色灯により実施する。

イ 警察官により住民等の立入りを禁止するほか交通規制を行いうるよう配慮する。

ウ 住民等に対し周知徹底を図る。

(2) 海上保安部

無線通信及び信号所（八戸地区のみ）からの指示により周辺海域の船舶に周知するとともに、巡視船艇が直接現場で警戒にあたる。

(3) 所在消防本部

設定区域内における関係者以外の立入禁止、避難立退きの勧告、火気の使用制限及び禁止等を実施する。

第 11 節 防災資機材の調達及び輸送

災害応急対策の実施に際し、災害応急対策実施責任者が所有する防災資機材に不足が生じ、又は生ずるおそれがある場合における防災資機材の調達及び輸送方法等（大容量泡放射システムに係るものを除く。）については、次のとおりとする。

1 調達先等

特定事業者、消防本部及びその他の防災関係機関等は防災活動に必要な防災資機材等についてあらかじめ防災関係機関等及びその他の機関で備蓄している防災資機材等の種類及び数量等を把握しておくものとする。

2 調達手続

防災資機材を調達する場合には、調達先に対し、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の状況及び調達理由
- (2) 必要とする防災資機材の数量
- (3) 輸送方法
- (4) その他必要な事項

3 輸送方法

調達防災資機材の緊急輸送は、原則として災害発生特定事業所の自衛防災組織等又は防災資機材等に不足をきたした機関が輸送するものとし、これが不可能又は著しく困難な場合は調達先に依頼するほか次の方法により輸送する。

- (1) 陸上輸送
 - ア 防災関係機関等の車両
 - イ 運送業者の車両
 - ウ 災害派遣要請による自衛隊の車両
- (2) 海上輸送
 - ア 海上運送業者の船舶
 - イ 海上保安部の巡視船艇
 - ウ 災害派遣要請による自衛隊の船舶
- (3) 航空輸送
 - ア 県防災ヘリコプター
 - イ 災害派遣要請による自衛隊の航空機

4 集積場所

調達した防災資機材は、災害現場付近の適当と認められる場所に集積するものとする。

第 12 節 応援要請

特別防災区域に係る災害の被害拡大防止のため、各防災関係機関が行う応援要請については、次のとおりとする。

1 所在市村の応援要請

(1) 所在市村の応援要請

発災市村長は、特別防災区域で発生した災害により、発災市村独自に応急措置を実施できない場合、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、県に要請する。

(2) 消防の応援要請

発災市村を管轄する消防事務組合に関する一部事務組合の長は、所在消防本部の消防力を考慮して、消防の応援が必要と判断した場合は「青森県消防相互応援協定」に基づき、要請をする。

2 県防災ヘリコプターの要請

発災市村長は、県防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合、「青森県地域防災計画」の規定に準じて要請する。

3 緊急消防援助隊の応援等要請

(1) 応援等の要請のための発災市村長の連絡

発災市村長は、特別防災区域で発生した災害の状況並びに発災市村及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援が必要と判断した場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」等に基づき、知事に対して連絡する。

(2) 知事による緊急消防援助隊の応援等要請

知事は、災害の状況、県内の消防力及び所在市村長からの連絡を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」等に基づき、緊急消防援助隊の応援等を要請する。

4 自衛隊の派遣要請

特別防災区域内で災害が発生した場合において、人命又は財産の保護のため、

以下のとおり自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

(1) 災害派遣要請権者

ア 陸上災害に関する場合 青森県知事

イ 海上災害に関する場合 第二管区海上保安本部長

(2) 災害派遣の要件及び要請手続き

自衛隊の災害派遣の要件及び知事又は第二管区海上保安本部長（以下、「知事等」という。）が行う要請手続きについては、「青森県地域防災計画」の規定を準用する。

(3) 災害派遣部隊等の活動内容

ア 情報の収集、提供

車両、艦船、航空機等状況に適した手段によって被害の状況を偵察し知事等に情報を提供する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され避難立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導及び輸送等を行い、避難を援助する。

また、警察官がその場にいない場合に限り、隣接住民、その他の者に対し、避難の指示又は勧告を行う。

ウ 行方不明者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動等に優先して搜索救助を行う。

エ 防御活動

防油堤及び流出油等防止堤の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み土等を行う。

火災に対しては、所要の消火器具をもって消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は通常防災関係機関の提供するものを使用するものとする。

オ 人員及び物資の輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認めるものについて行う。

カ 危険物の保安措置及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

キ その他

救援物資の無償貸与又は譲与及びその他臨機の緊急所要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて必要な措置をとる。

(4) 災害派遣

自衛隊は、災害派遣要請を受諾した場合、災害派遣要請権者に連絡するとともに、直ちに必要部隊及び資機材を災害現場に派遣するものとする。なお、石油コンビナート災害における自衛隊の派遣可能人員・装備及び能力等の一例は、防災計画（資料編）に定める。

(5) 災害派遣部隊等の受入体制の整備

ア 県の措置

知事は、災害派遣要請の受諾に係る通知を受けた場合、防災本部に対し、災害派遣部隊等を迅速かつ円滑に受け入れるよう指示を出す。

防災本部は、災害派遣部隊等を迅速かつ円滑に受け入れるよう必要な調整を行う。

イ 所在市村の措置

所在市村は、知事等から災害派遣の通知を受けたとき、次の事項について災害派遣部隊の受入体制を整備する。

(ア) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認

(イ) 派遣部隊との連絡責任者の決定

(ウ) 宿营地及び宿営に関する物資の準備

(エ) 使用資機材等の準備

(オ) 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定

(6) 災害派遣部隊等の撤収

災害派遣要請権者は、応急対策等が完了するかあるいは完了しない場合においても、各防災関係機関の実施する応急対策で対応できる見通しがついたときは、現地の申し出を受け速やかに災害派遣部隊等の撤収を要請する。

5 その他の応援要請

事前に協定を締結している機関へ応援を要請する場合は、各協定の規定に基づき行うものとする。

事前に協定を定めていない機関へ応援を要請する場合は、文書をもって次の事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭又は電話等によるものとし、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(2) 派遣を希望する期間

(3) 派遣を希望する区域及び活動内容

(4) その他参考となるべき事項

第 13 節 特定事業者間の相互応援体制

特定事業所において異常事態が発生した場合における特定事業者間の相互応援出動の基準については、次のとおりとする。

1 応援出動計画

(1) 同一特別防災区域内の特定事業者に対する応援

特定事業所において災害が発生したときは、他のすべての特定事業者は自衛防災組織を派遣する等災害の拡大の防止に協力するものとする。

(2) 他の特別防災区域の特定事業者に対する応援

他の特別防災区域の特定事業所において災害が発生し、当該特定事業所の災害応急対策の実施のための要請を受けた特定事業者は、その自衛防災組織を派遣する等災害の拡大の防止に協力するものとする。

2 応援出動体制の整備

特定事業者は、他の特定事業所で災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において直ちに応援活動ができるよう、防災要員の招集等必要な措置についてあらかじめ定めておくものとする。

3 応援要請の手続

応援出動の要請は、災害が発生した当該特定事業者自らの判断により行うことを原則とし、次の事項を通報して行うものとする。

(1) 応援を必要とする理由

(2) 派遣を希望する人員、防災資機材の種別及び数量

4 応援隊の出動

応援隊の出動要請をうけた特定事業者は、直ちに出動人員、応援防災資機材の種別及び数量等を確認し、応援隊の指揮者を指名して出動させるようあらかじめ定めておくものとする。

5 応援隊の指揮

応援隊の指揮者は、災害現場到着と同時に応援要請をした特定事業者に次の事項を報告し、その指示をうけて防災活動を実施するよう、あらかじめ明確にしておくものとする。

(1) 応援出動の人員

(2) 応援防災資機材の種別及び数量

6 応援活動等

特定事業者は、応援隊が行う応援活動の範囲、応援隊の指揮及び応援隊の出動並びに応援防災資機材使用に伴う費用負担等について、あらかじめ定めておくものとする。

7 応援隊の撤収

災害応援対策が完了した時、応援隊の指揮者は次の事項を応援要請をした特定事業者に報告し、その指示を受けて応援隊の撤収を行うものとする。

- (1) 応援出動人員及び防災資機材の異常の有無
- (2) 消火薬剤の使用量等